

## 仙台の派遣社員遺族 再審査請求

# 「過労で自殺」労災裁決

### 労働保険審 労基署決定覆す

長期間にわたる長時間深夜労働の末に2006年に自殺した仙台市宮城野区の派遣社員赤坂貴志さん(当時29)の労災再審査請求で、国の労働保険審査会は3日までに、補償の支給対象になるケースだと判断し、仙

台労働基準監督署が補償を不支給とした決定を取り消す裁決をした。近く労災認定される。

裁決書は、仙台労基署が「症状を確定するこ

とが困難」としたうつ病について、遅くとも自殺の1カ月前までに発症し

ていたと認定。その上で労働時間に注目し、補償支給の判断指針の「長時間労働で心身の極度疲労、消耗を起し、うつ病の発症原因になる恐れがあるケース」に該当すると判断。業務上の理由による死亡だと指摘した。

裁決書などによると、赤坂さんは2000年7月、派遣会社羽田タートルサービス(東京)に採用され、佐川急便(東京)配送センター(宮城野区)で荷物の仕分けを担当した。通常の勤務時間は午後7時～午前4時で、毎

月の残業は98～139時間上った。05年11月ごろから疲労感や睡眠不足を訴え、06年3月に自宅で自殺した。

仙台労基署は08年1月、赤坂さんの母優子さん(56)が出した労災申請で不支給を決定。優子さんは8月の審査請求棄却を受け、10月に労働保険審査会に再審査請求していった。

仙台労基署は「裁決にコメントする立場はない。制度に沿って補償を支払う」としている。

優子さんは「働かせ過ぎが明らかだったのに申請を認めなかった労基署に謝ってもらいたい。労働時間をもっと短くするなど、人間らしく働ける社会にしてほしい」とコメントした。

優子さんは、羽田タートルサービスと佐川急便に約9300万円の損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こしている。